退職者を被扶養者申請される方ヘ

兼松健康保険組合

**離 職 票 の 取 り 扱 い に つ い て**

当健康保険組合では、被扶養者申請の審査において、扶養の実態を把握させていただきます。

勤務されていた方が離職された場合は、雇用保険受給の有無が生計費に大きく影響します。

雇用保険を受給されていない場合は、受給していないことの証として、離職票等を確認させていただきます。

　１．雇用保険の受給が満了の方

　　「支給終了」と明記された雇用保険受給資格証のコピーをご提出ください。

２．雇用保険を受給されない方

　 　次の二通りのどちらかを選択してください。

　　①受給権利のある間（注）は年２回（６月・１２月）に離職票の原本を健康保険組合にご提出ください。確認後直ちに返却いたします。

　　 （注）離職後１年間（受給期間延長制度をご利用の方はその期間を追加）

　 ②本来は離職票を年２回提出していただくのですが、送る手間や費用を省くために､被保

険者のご希望によって健康保険組合が離職票をお預かりします。

　 この場合下記「離職票預入申請書」を添えてご提出願います。

　　 なお、返却ご希望のお申し出があれば、離職票は直ちに返却いたします。

　 ※該当する□にﾚ点を入れてください。

**離 職 票 預 入 申 請 書**

（切り取らずにご提出ください）

兼松健康保険組合　御中

このたび被扶養者認定申請を提出するにあたり、申請披扶養者が雇用保険を受給

していない証として、離職票をお預かりいただきたくお願い申し上げます。

|  |  |
| --- | --- |
| 記　 　　入　 　日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 被保険者の記号-番号-枝番 | * - |
| 披 保 険 者 氏 名 |  |
| 申請被扶養者 氏名 |  |